

議案第6号

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定
について

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のとおり制定
する。

平成23年2月21日提出

新居浜市長 佐々木 龍

障害者自立支援法の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例

(新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和
42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6
項」を「同条第7項」に改める。

第2条 新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部
を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第3条 新居浜市総合福祉センター設置及び管理条例(平成7年条例第29号)の一部
を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

(新居浜市心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第4条 新居浜市中心身障害者福祉センター設置及び管理条例（昭和51年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改め、同条第2号中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

第5条 新居浜市中心身障害者福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改める。

（新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例の一部改正）

第6条 新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例（平成6年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

第8条第1項第1号中「附則第21条第2項」を「附則第21条第2項第1号」に、「基準により算定した額」を「基準により算定した費用の額」に、「第29条第5項」を「第29条第4項」に、「附則第21条第3項の規定により算定した額」を「附則第21条第2項第2号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」に改め、同項第2号中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「基準により算定した額（自立支援法第29条第5項）」を「基準により算定した費用の額（同条第4項）」に、「自立支援法第29条第4項の規定により算定した額」を「同条第3項第2号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が同項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）」に改める。

第7条 新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第5条第9項」を「第5条第8項」に改める。

（新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第8条 新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第9条 新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第4条、第6条及び第8条の規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「法施行日」という。）又はこの条例の公布の日（以下「公布日」という。）のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定による改正後の新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例第8条第1項の規定は、法施行日以後（法施行日よりも公布日が遅い場合の法施行日から公布日の前日までの間（以下「対象期間」という。）を除く。）の同条例第8条第1項第1号及び第2号に規定する業務提供に係る使用料について適用し、法施行日前の第6条の規定による改正前の新居浜市立知的障害者更生施設設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項第1号及び第2号に規定する業務提供に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 対象期間の旧条例第8条第1項第1号及び第2号に規定する業務提供に係る使用料については、当該業務提供について同項の規定を適用したとしたならば定められることとなる使用料の額を上限として、市長が別に定める。

提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。